

平成29年度第4回介護保険・障がい福祉専門部会会議録

会議名	平成29年度第4回介護保険・障がい福祉専門部会 (足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会)		
開催年月日	平成29年12月6日(水)		
開催場所	本庁舎中央館8階 特別会議室		
開催時間	14時00分開会～16時30分閉会		
出欠状況	(1) 委員現在数 23名 (2) 出席委員数 17名 (3) 欠席委員数 6名		
出席者 (多数の場合は別紙 で対応)	諏訪徹会長(欠席)	奥野英子委員	酒井雅男委員
	三浦勝之委員	加藤仁志委員	小久保兼保委員
	杉本浩司委員	小川勉委員	村上光夫委員
	江黒由美子委員(欠席)	福岡靖子委員(欠席)	鈴木真理子委員
	細井和男委員	奥田隆博委員(欠席)	湊耕一委員(欠席)
	白石正輝委員	新井ひでお委員	淵上隆委員
	浅子けい子委員	長谷川たかこ委員	和泉恭正委員(欠席)
	川口真澄委員	今井伸幸委員	
事務局	福祉部介護保険課介護保険係 福祉管理課、高齢福祉課、地域包括ケアシステム推進担当課、障がい福祉課、障がい援護担当課、障がい福祉センター、衛生管理課、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、絆づくり担当課		
会議次第	別紙のとおり		
会議に付した議題	<p>1 足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会 報告事項 (1) 地域密着型サービスを行う事業者の新規指定及び更新指定について</p> <p>2 介護保険・障がい福祉専門部会 報告事項 (1) 足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の公聴会及びパブリックコメントの実施結果について (2) 第7期介護保険事業計画における所得段階及び保険料率(案)について (3) 障がい関連3計画の策定状況について (4) 足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について (5) 花畑材料置場(花畑三丁目)における障がい者通所施設の整備・運営事業者の公募について</p>		

(酒井副部長)

皆さん、こんにちは。ただ今から平成29年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会の議事を始めます。

本日は、諏訪部会長が所用のため欠席です。私が議事を進めさせていただきたいと思っております。

本日の議題はお手元の次第のとおりとなっております。先ほど司会から説明がありましたが、まずは足立区地域密着型サービスの運営に関する委員会で、報告事項を説明いただき、ご質問、ご意見を受け、その後、介護保険・障がい福祉専門部会として、報告事項を説明いただき、ご質問、ご意見をお受けします。

(「地域密着型サービスの運営に関する委員会」は非公開)

資料1の報告については、個人情報や事業所の経営状況が含まれているため、地域密着型サービスの運営に関する委員会設置要綱第1条の規定により、非公開となっております。

(酒井副部長)

それでは、続きまして専門部会の報告事項に入ります。

次第の報告事項1から報告事項5について、説明をいただきます。その上でご意見、ご質問をお受けします。

まず、報告事項1と2を介護保険課、皆葉課長より、報告事項3と報告事項5を障がい福祉課、古川課長より、報告事項4を絆づくり担当課、半貫課長より説明をお願いしたいと思います。

(皆葉介護保険課長)

引き続きまして、福祉部介護保険課長の皆葉と申します。よろしく申し上げます。

私からは、資料2と3のご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、資料2「足立区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の公聴会及びパブリックコメントの実施結果について」をご報告いたします。

まず、公聴会の実施結果でございます。日程・参加者は記載のとおりです。今回、5カ所の公共施設で行いました。合計で45人で、人数が多くなかったというところでは、今後、広報の周知もしっかりやるべきだと思っております。

ただ、今回、ちょっと言い訳がましくなりますが、天候がすごく悪くて、雨や寒かった。それと選挙期間中になってしまい、私の個人的な主観なんです、その辺もあったのかなと思います。主なご意見ですが、「介護保険料を値上げしないでほしい」ということと、「特別養護老人ホームをもっとつくってほしい」、「介護予防事業を充実させてほしい」、「介護人材の育成や待遇の向上に力を入れてほしい」、「障がい者が高齢者となっても引き続き支援を継続してほしい」、このようなご意見がございました。

2番目の町会・自治会連合会への説明会も行いました。要望のあった町会・自治会連合会に対して、10カ所で説明に伺いました。参加人数は約270名でした。ご意見としては同じように、介護保険料を値上げしない、特別養護老人ホームをつくってほしいというのが大半のご意見、ご要望でした。

続きまして、3番目のパブリックコメントの実施結果でございます。

11月1日から30日まで行いました。結果、個人401名から603件の意見が来しました。

裏面をご覧ください。内訳ですが、介護保険料について、介護サービスの利用者負担について等、記載のとおり件数で合計603件ございまして、3年前は168件ということで、今回は3.5倍のご意見をいただいております。特に、これも同じで「介護保険料を値上げしないでほしい」、「利用者負担3割は、余りにも負担が重過ぎる」、「特別養護老人ホームをもっと増やしてほしい」というような内容がほとんどです。

それと、介護職員の処遇です。「待遇を改善してほしい」というようなご意見がございました。このご意見につきましては、意見をとりまとめて、今後、公表いたします。委員

の皆様にも情報提供を予定してございます。意見を参考に、今後の高齢者保健福祉計画・第7期の介護保険事業計画の策定に反映させていく考えでございます。計画の策定は3月中を予定してございます。

以上です。

続きまして、資料3「第7期介護保険事業計画における所得段階及び保険料率（案）について」でございませう。

まず、1番目、介護給付費の財源構成でございませう。資料3の別紙1、この円グラフをご覧ください。財源構成は居宅サービスに限るんですが、50%を公費、50%保険料になってございませう。保険料は、第1号被保険者と第2号被保険者になってございませうが、一番下の表をご覧ください。第1期、最初、介護保険制度が始まったときには、第1号被保険者の割合が17%で、第2号が33%になってございませう。期を追うごとに、第1号被保険者の65歳以上の方が1%ずつ増えていって、逆に2号被保険者が1%ずつ減っていっている状況です。

今回、第7期ですが、第1号被保険者が前回6期と比べると1%上昇して23%、逆に第2号被保険者は1%マイナスになって27%という財源構成になってございませう。この1号被保険者の1%上がるということは、単純に給付費が全体で約500億ですので、5億円は単純に増える状況になります。

続きまして、第7期介護保険事業計画における所得段階（案）です。資料3の別紙2のA3の横の表をごらんください。一番左側の第7段階から第8段階、第9段階の対象となる要件についてです。所得要件ですが、この7段階が6期は190万だったのが、200万、10万円上がります。8段階も同様に、190万から290万が200万から300万、9段階が290万が300万ということで、これはA4縦のところに理由が書いてあり、国からの通知がございました。基準所得金額の設定等に係る調査によって、第1号被保険者の所得分布調査の結果を踏まえて、介護保険法施行規則を改正するというようなことで、足立区の場合は国の段階の所得要件を踏襲し、国が変えれば、足立区も変更したいと思っております。

続きまして、3番目の第7期介護保険事業計画における保険料率（案）でございませう。

A4の横の表をご覧ください。ここの右側に保険料率本則というのがございませう。足立区の場合、第1段階から第14段階まで設定しております。事務局としては、自治体によっては16段階とか、そういう設定をしているところもございませうが、足立区の場合は、現時点では段階の数と保険料率を第6期と同じ形で行おうと考えてございませう。

続きまして、4番目、第7期介護保険事業計画における保険料軽減措置でございませう。一番後ろの表、資料3の別紙3をご覧ください。保険料の第1段階から第3段階までの低所得者の方の段階を細分化しまして、より軽減しております。これは、区から一般財源を出すということではなくて、全体の保険料の中でできるという軽減です。

第6期と基本的に変えることは考えておりませう。軽減後の段階と保険料率です。これにつきましても、基本的には変えないと考えてございませう。

最後になりますうが、公費による軽減措置です。これは平成27年4月1日から第1段階だけ、0.5から0.45に軽減しております。本来、29年度には消費税が8%から10%になるという想定で、第1段階、第2段階、第3段階の軽減を行う予定でしたが、消費税が延期になりまして、今度、恐らく平成31年10月に消費税が上がるとマスコミ等で聞いておりますので、ここにつきましても、31年10月になれば第1段階の残りの部分、第2段階、第3段階の軽減をそのときに実施することになるかと思っております。

ちなみに、現行が、第1段階が0.45が0.3、第2段階が0.65が0.5、第3段階が0.75が0.7まで軽減することになるかと思っております。

現時点での事務局としての案をお示ししました。この場で委員の皆さんからいろんなご意見をいただきながら、来年1月31日に専門部会を開きますので、そのときに保険料も含めた議論をしていただくんですが、その前段階として皆さんのご意見を伺いたいということで今回、報告をさせていただいております。

私からの説明は以上でございませう。

ありがとうございました。

(古川障がい福祉課長)

皆様、こんにちは。障がい福祉課長、古川でございます。

私からは次第の報告事項(3)と(5)の2件につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、資料の5(差替)をご覧いただきたいと思います。

「障がい関連3計画の策定状況について」のご報告でございます。所管部課につきましては、福祉部、衛生部の3課、なお、策定に当たりましては、こども支援センターげんきを始めとする、庁内各課と協議をしているものでございます。

記書きの1番でございます。各計画の年度別イメージをお示しさせていただいております。足立区障がい者計画につきましては、平成30年度を始期といたしまして、6カ年計画、第5期障がい福祉計画につきましては、平成30年度を始期といたしまして、3カ年、第1期障がい児福祉計画につきましても、平成30年度を始期として3カ年の計画でございます。

2番目、各計画の策定状況でございます。恐れ入ります。資料5、別冊をご覧いただきたいと思います。障がい関連3計画の策定状況についてという資料を、表紙をめくっていただきますと、A3の縦に書いた資料がございます。足立区新障がい者計画章立て(素案)と書かれたものでございます。新障がい者計画の骨子案ができ上がりましたので、ご報告でございます。

障がい者計画の基本理念につきましては、「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで共に安心して生活し続けられる足立区の実現」というものを基本理念といたしております。

この基本理念を実現するために「ひと」「くらし」「まち」「区」の4つの視点を設けてございまして、それぞれ柱と施策を設けてございまして、都合10の柱と27の施策、これで構成をさせていただくというふうに考えてございます。

恐れ入ります。1枚めくっていただきまして、次が足立区第5期障がい福祉計画、これの骨子案でございます。ただいま申し上げました4つの視点、10の柱立て、27の施策に基づきまして、それぞれ施策ごとに活動指標を設けさせていただきまして、3カ年の経過を数値で追ってまいりたいというふうに考えてございます。なお、視点2の柱立て1につきましては、全て第1期障がい児福祉計画において進行管理をさせていただくことになってございます。

恐れ入ります、1枚めくっていただきますと、第1期障がい児福祉計画の骨子案でございます。視点を2つとりまして、それぞれに活動指標を設けてございます。それぞれ根拠法令が違うものですから、3本の計画ということにさせていただいております。

その次に、ホチキス留めをさせていただいております「イメージです」と書かれた冊子のようなものですが、今後、この内容に加筆いたしまして、3計画を1冊の冊子にいたしまして、完成形を目指してまいります。

最初の資料の表紙に戻っていただきますと、記書きの3番、今後のスケジュールをご覧いただきたいと思います。年明け1月からパブリックコメントをかせさせていただきます。3月末には3計画を策定してまいりたいということでございまして、1月の末の本専門部会におきましては、恐らくこの「イメージです」と書かれたものが、ほぼ完成形でお示しができるのではないかとこのように考えてございます。

資料5については以上でございます。

続きまして、本日席上に配付させていただきました資料7でございます。資料のこの本日配付につきましては、区議会への資料送付との関係から、大変申し訳ございません。事前にはお送りできませんでした。

区が持っております花畑材料置場の土地を利用し、障がい者通所施設の整備・運営をやっていただく事業者の公募についてのご報告でございます。私ども通所施設の整備方針を持ってございまして、これに基づきまして、障がい者通所施設を整備・運営する事業者を今回、公募するものでございます。ちなみに、これは区有地でございます、この区有地を有償、恐らく50%減額という形になるかと思っておりますけれども、これで貸付をいたしま

して、借り受けた事業者が施設を建設・運営していただく、いわゆる民設民営方式でございます。

公募の概要でございますけれども、対象となる方が重度身体障がい者の方で、定員は40名を考えてございます。貸付予定地につきましては、花畑三丁目でございます、現在、区で花畑材料置場として使っている土地、その一部、約860平米でございます。貸付期間につきましては、平成31年9月から53年間、建物の償却期間50年間に建築期間と、その後の解体期間を含めました53年間で設定してございます。

今後のスケジュールでございますけれども、年明け1月から2月にかけて公募要領を公表いたしまして、4月には選定審査会において事業者を決定してまいりたい。その後、2019年12月には建築工事を着工いたしまして、2021年4月に開設という運びで進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

恐れ入ります、ページを1枚めくっていただきますと、冒頭申し上げました私どもの施設整備方針、これの概略、図面と全体スケジュールを書かせていただいております。今回につきましては、花畑三丁目、6番と書いた地区の右の上のほうの星印、ここが本件地でございます。

整備スケジュール表につきましては、下から2行目、施設Cと書かれた黒い星を付したものでございまして、このスケジュールで今後、進めてまいりたいというふうに考えてございます。

1枚めくっていただきまして、その次、別紙2でございますけれども、これが花畑地域の詳細な位置図でございます。

雑駁ですが、私からの説明は以上でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

(半貫絆づくり担当課長)

絆づくり担当課長、半貫です。

私からは報告事項4、資料6になります。「足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況につきまして」、ご報告いたします。

1、孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会についてになります。1枚おめくりいただきますと、各町会・自治会の一覧が載ってございます。こちらにこれまでの調査の回数等記載がございますので、後ほどご参照いただければと思います。

お戻りいただきまして、2、高齢者実態調査実施状況についてになります。こちら、数字は29年10月末日現在になっております。この表は各町会・自治会の方々に調査いただきました結果が記載されております。これまでに調査世帯数3万9,742世帯を調査していただきました。その中で、孤立の恐れ4,811世帯、入院・不在等3,757世帯、不同意1,904世帯、合わせました1万472世帯につきまして、地域包括支援センターの職員に訪問していただいております。その結果が、3の表になります。

調査していただきました結果、太枠の囲みにありますように、絆のあんしん協力員の方々の訪問につながったのが105世帯、地域包括支援センターによる支援を受けている方々が1,266世帯、介護保険サービスが開始された世帯が1,293世帯、また、地域社会とつながった世帯、自らサロン等に参加できるようになった世帯になりますが、732世帯あります。合計いたしますと、これまでに地域社会や支援につながった方といたしまして、3,396世帯の方々がつながっております。

4、「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」の実施団体数になります。「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」と申しますのは、この実態調査をきっかけにいたしまして、各町会・自治会が自主的な見守り活動をしていただいている団体になります。10月末日現在で45団体が実施していただいております。

先ほどごらんいただきました町会・自治会一覧の町会・自治会名のところ、網かけになっておりますところが、「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」を実施している団体になります。後ほど参照していただければと思います。

私からは以上です。

(酒井副部長)

各部、報告、ありがとうございました。

ただいまの報告事項を受けまして、各委員からご質問、ご意見をいただきたいと思います。この専門部会の会議録は、公開することとなっています。記録の関係上、ご発言の前にお名前をお願いしたいと思います。

それでは、始めたいと思いますが、今、奥野委員からお話がありまして、介護関係と障がい福祉関係で分けてご意見を伺うのはどうかということですが、よろしいでしょうか。

それでは、まず、介護関係のほうからいきたいと思います。

(村上委員)

村上と申します。

この介護保険の保険料率云々って、これよく理解できないんですけれども、素人にもわかるように説明してもらえませんか。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長です。

先ほどA3横のこの表ですが、詳しく説明できず申し訳ありません。足立区の場合、1段階から最低14段階までございます。この基準額と言われる第5段階、これが基準になってございます。この要件となる所得ですが、本人が区民税非課税で、世帯に区民税非課税者がいる場合、この場合が5段階で基準額です。一番右に1.00と書いてございます。ここが基準になります。

今回、委員の皆さん方にはその基準額を最終的に答申で出していただくということになってございます。第6段階、第7段階と上がると、負担割合が上がっていく。これは対象となる所得の多い方の状況によって、この割合を示させていただいております。最高が2.7倍になります。低所得者の方は、第4段階から以下、第3、第2といった形で、だんだん割合を少なくし、所得に応じた負担割合になるよう保険料率というものを定めさせていただいているところでございます。

(村上委員)

大体わかりました。所得が少ない方が非常に多いわけですね。それで所得の少ない人も、やはり負担しているというのはちょっと自分としては納得がいかない点なんです。だって、所得の少ない人は、これはやはりゼロであるというのが自分の考えなんですけれども、どうなんでしょう。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長です。

第1段階の方は、多くが生活保護の基準に該当するような方です。全部ではありませんが。ゼロにするということは、応分の負担、介護保険は社会全体で支えている中では、ゼロという考えではなく少しでも負担していただく国の基準でもあります。

(村上委員)

というのは、私、やはり低所得者の方は、やはり年金でもらっている一番最低ラインの80万の人たちがこういった介護保険料をとられることに対して、すごく抵抗があるわけです。ですから、そういう少ない所得の人には、やはり何らかの形で免除という形のところに持っていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに自分では思っているものですから、こちらの対応はやっぱりゼロにしてほしいというのが希望です。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長です。

先ほどの生活保護の世帯の方といいましたが、生活保護になったら実際、公費から保険料を出していただいておりますので、本人たちの負担はございません。

(村上委員)

ですから、そこなんです。生活保護を受けている人はただなんです、公費で負担しているから。80万の人は自分で払っている。この差があって、80万の人たちというのは不満が大きいですよということを言っている。ですから、その人たちもやはりゼロであるべきだろうというふうに私は思っている。

(酒井副部長)

ご意見としていただけてよろしいですね。

そのほか、ございますでしょうか。議員さんのほうを含めまして。白石委員。

(白石委員)

今日の報告に直接関係あるかどうかちょっと疑問なんですけれども、まず1つは、前回の保健福祉推進協議会で、ある委員から第6期の保険計画の中の積立金というのか、余剰金というのかは6期では40億ある。この40億を国や都に返すくらいならば、全部足立区で使ったほうがいいんじゃないかという質問があったんです。このことに対して、事務当局はちゃんと説明しなかった。諏訪部会長が、若干説明しましたからわかった人もおいでになるかと思えますけれども、あの質問は完全に間違いの質問ですから。たとえ議員が質問した質問だとしても、間違いは間違いということで、しっかりと正していかなきゃいけないと思うんです。じゃないと、あれだけいた50人いる委員さんが、誤った解釈をする。

だって、国や東京都に返すくらいなら足立区民に使いなさい、これは私だって返すくらいなら使えと思えますよ。でも、あのお金は、国や都に返しませんよね。第7期保険計画の中で保険料の軽減等に使うためにあるお金ですから。そのことを事務局はきちんと説明していない。ちゃんと説明してください。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長です。

すみません、しっかりとした説明ができなくて申し訳ありませんでした。

今、委員のおっしゃったとおり、今、約40億円の準備基金ということで、積み立てがされております。このお金は65歳以上の方から納付された保険料です。たまたま区の給付費の伸びが6期の計画より下回わり、基金として現在40億円積み立ててございます。この40億円の使い道といたしましては、次期、7期の介護保険料を設定するときの財源とし、その分、保険料は下がります。しっかりとした説明ができなくて申し訳ありません。

ですから、国に返すということでは、この保険料はございません。

(白石委員)

ちなみに、40億については、第7期に完全に活用されるわけですから、だから、第5期から第6期に向かったの保険料の値上げ分と、今度は第6期から第7期に向かったの保険料の値上げ分は、少なくとも軽減されるということですから、これは国に返すお金では絶対ないわけですから、その辺ははっきりさせないと、委員さんが勘違いしちゃう。私だって、国に返すなら使えと思えますから。だから、それは絶対に間違いのない形でご説明をいただきたいというふうに思います。

それともう一つ、これは第7期に向けての保険料設定についてです。昨日か今朝の新聞かな。介護士の待遇改善というもので、給料アップしますよということ。介護報酬については、もう1週間ぐらい前に出ていたわけですが、その新聞を見ると、微増だと書いてあったんです。

ところが、昨日の新聞かと思えますけれども、見たら、「えー、こんなに給料上げるの、本当なの」。というのは、10年以上と書いてありましたけれども、10年以上お勤めしている介護士については、月8万円アップするそうです。月8万円。ということになると、例えば足立区で介護士をやっている方、別に10年というのは足立区でやっているのか、他の区からの分を全部含めての10年なのかについては、いろいろ詳しくは書いていないんでわかんないんですけれども、10年以上足立区で介護に携わっている介護士というのは、何人いるんですか。わかりますか。

それと、もしこれが月に8万円アップするということになれば、12カ月で96万円アップですよ。そうすると、今まで予想をしなかった介護士の給料アップを介護保険料の中にはね返ってくるんじゃないのか。このことも心配なんですけれども、介護保険課のほうではどんな情報が入っていますか。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長です。

私も新聞等で、介護福祉士の給料を月8万円上げるということを見ました。消費税が31年

10月に増税になったときの政策パッケージとして、2兆円の財源から出すと聞いております。

今年の4月の介護報酬改定みたいになりますと、本当に保険料の上昇に相当な影響を受けます。ただ、処遇改善加算や補助金として別枠で国が補助をするのか、その辺は不明です。

それともう一つ、区内に10年以上勤務されている介護福祉士の方が何人いるか、これは本当に不明です。実際に、介護職の方は1万2,000人弱ぐらいと実態調査等では確認しておりますが、今、委員のおっしゃった10年以上勤務される介護福祉士の方がどのぐらいいるかはなかなか難しいです。どのようにその人たちを選定するかということも非常に難題だと感じております。

(酒井副部長)

他の委員の意見を聞きたいと思いますが、浅子委員。

(浅子委員)

区議会議員の浅子です。

1つは、白石委員が先ほどお話しした件ですが、私の発言に対して、ご意見言ったのかと思いますが、私は国や都に返さないでなんていう発言はしていないはずです。ぜひ、精査をしていただきたいと思います。

私もこの公聴会、参加しました。非常に参加者が少なくて、そこで最初に行政の方からお話しされたのは、時間が限られているので、ぜひ、1人質問は1問にしてほしいという、なんか限定がされてしまったのが、なぜそうなのか。私はこの一番最後の10月28日、わずか8名の参加のところに行ったんですよ。そんなに時間が短いとしても1問にしてほしいというのを最初に言うのは公聴会としてふさわしくないのではないかと、改めていただきたいというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長です。

公聴会という趣旨もしっかり、皆様のご意見を聞くという中では、時間の制限がありましたが、当初、お一人1問だけという発言につきましては、公聴会の趣旨に反するような発言があったということで、この場をおかりして謝罪します。今後、時間も含めて、要点をわかりやすく説明して、なるべく短い時間で説明し、実際に意見をいただく方の時間をつくり、本来の公聴会のあるべき姿を踏まえ、しっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

(浅子委員)

そして、参加者は非常に少なかったんだけど、パブリックコメントが603件。本当に3.5倍ですか、先ほどおっしゃっていましたが、本当にたくさんの方がパブリックコメントってなかなか意見が出ないのが普通なんですけど、こんなにたくさん出たというのは、1つはやっぱり介護保険料が中間報告で値上げをしたという報告があった、それが一番大きいのかなというふうに思っているんです。それほど意見の集約の中でも介護保険料については264件、3分の1以上、2分の1近くのご意見がこういうことなんですけれども、やはり、こういうパブリックコメントはきちんと中間報告はもちろんですけれども、これから、報告されます最終報告にもきちんと盛り込まれるということで考えてよろしいんでしょうか。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長です。

パブリックコメントのご意見を参考に、今後の計画につなげていきます。来年の1月31日、専門部会で保険料の基準を決めていただくということですので、当然、その前にはパブリックコメントの意見に対する回答も含めて皆さん方にはお知らせしながら最終的な計画をつくり上げるというようなことでスケジュールを立てています。

(浅子委員)

ありがとうございます。

第6期が当初の2000年の保険料からすると、3.86倍値上げをしているんですね。値上げ

をしていなくて、同じ金額でというのは1回しかなくて、あとはずっと値上げなんですね、改定ごとに。それで、資料3にありますけれども、第6期との改正点ということで、第1号被保険者保険料が22%から23%、第2号被保険者保険料が27%と、第1号被保険者が上がってきた。第2号被保険者が毎回毎回こういう、だんだん逆に逆転しているという、第1号被保険者の負担が増えているということなんですが、これは何か法律で、法令で決まっているものなんでしょうか。そして、どうしてこうやって改正ごとにこういう1%ずつ変化をしていくんでしょうか。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長です。

この割合は、厚生労働省の事務連絡文書の中でうたわれていたと思います。ただ、事前に国から事務説明会がございまして、そこの中にしっかり盛り込まれております。1%ずつ第1号被保険者が上がって行って、逆に2号の方が下がっている。これは人数の割合にも関係していると思います。実際、40歳以上の被保険者の方や生産年齢人口は少なくなっておりますので、ある程度やむを得ないと私は思っております。

(秋山福祉管理課長)

今の件について、この1%上がっているのは、人口構造が変化している。いわゆる、40歳以上の人数のうちに、高齢者の方が増えていきますので、その分1%増える。増やさざるを得ない、そういう状況でございます。

(浅子委員)

介護給付の財源構成というのが、保険料が50%、あと公費が50%ということで、枠が決まっているので、どうしても高齢者が増えれば増えるほど、やはり第1被保険者保険料の割合が増えるという仕組みになってしまっているんですね。だから、これから高齢化社会がずっと、2025年には団塊世代が75歳以上になる。これから高齢化社会になると、今言われていますよね。

そうしますと、こういう仕組みになっていると、あと、介護報酬が引き下げられればあれですけども、引き下げられれば事業者が困難になるわけですから、引き上げを求めていくと、保険料は値上げをせざるを得なくて、値下げというのはあり得ないということになるんでしょうか。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長です。

基本的にそのとおりなんですが、やはり、これから介護保険料がどんどん値上がりしますと、当然、年金のうちから保険料を徴収させていただいておりますので、その年金の中から保険料が相当ウエート占をめますと、この残ったお金で生活をしている高齢者の方がほとんどだと思います。どこまでそれが許容なのかというところがあるかと思うんですが、区のほうもこれは国のほうに、区民の方が介護保険料を払って手元に残るお金が少なくなった場合には、国の国庫負担を求めるといような要望で来ておりますので、委員のおっしゃるとおり、今後、このまま介護保険料は伸び続けるものですので、そういう国の補助というところも必要になってくるかなということです。

(酒井副部長)

それでは、他の委員からも意見を聞きたいんですが。

小川委員。

(小川委員)

事業者連絡協議会の小川です。お世話様です。

先ほど来、介護保険料のお話の中で、介護従事者の給料が上がることで保険料に反映されるというお話もありましたので、ちょっとご確認をしたいというところです。

第7期の介護保険事業計画の40ページ以降、施設の計画も示されております。ヘルパーと介護に従事している人の給料が上がるのは、保険料が上がるというのは間違いのないと思いますけれども、介護保険料が上がる要因は、介護従事者の給料が上がるということだけに起因するものなのかどうか。

保険料が上がる、下がる。下がることはないだろうというお話がありましたけれども、

上がり続ける。上がり続ける要因というのは、給料が上がることだけでしょうか。そのあたりを行政の方はどのように認識されているか、確認をさせていただきたいと思います。

介護の従事者の給料が低いという話はずっと出てきておりました。ここに来て、介護福祉士を10年以上、それが取得して10年なのか、勤続10年で資格を取得した人の報酬が8万上がるのか、処遇改善で上がるのか、現段階では想定でしか話ができないので、それについて意見は述べませんけれども、例えば報酬が今のままで上がらない。報酬単価が上がらなくて低いままということになると、例えばですけれども、足立区で去年の10月からスタートした総合事業、来年4月からまた今度は指定を受けながら、新たにということではないのかもしれないですけれども、改めてスタートされる。報酬が余り高くないような軽微な人のサービスを、事業者はそれを受けているとどうなるのか。報酬も高くないから受けにくい。やれないよという状況が事業所の団体のものとしては、そういう傾向が今、非常に強いのではないかなと思っています。

保険料を払っている立場の人間であるので、保険料は安いほうがいい。仮に取られるのであれば、正しく使っていただきたいというのは、私自身も非常に感じていることでありますけれども、なぜ保険料が上がっていくのかという理由を少し伺いたいと思います。

(酒井副部会長)

お願いします。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長です。

ちょっと誤解のあるような言い方をして、申し訳ございません。

介護保険料が上がる要因は、やはり、今後、後期高齢者の人数が伸びております。介護認定を受けて、サービスを受ける方が多くなり、これまで以上に給付費の伸びが増加するということが一つございます。

それともう一つ、今、小川委員からあった計画の40ページの部分については、特別養護老人ホーム建設等もございます。特別養護老人ホームをつくりますと、在宅でヘルパーに来ていただいたり、デイサービスに行った場合と比べて給付費が多くかかってしまいます。ちなみに、第5期の数字で申し訳ないんですが、特養100床つくと保険料は約20円近く上がる。これは、今現在の状況はまだ精査している段階なのではっきりしておりませんが、それ相応の給付費がかかり保険料も上がってしまうということは間違いございませんので、先ほどの部分、ちょっと誤解があるような答弁をしまして、本当に申し訳ありませんでした。

(酒井副部会長)

小川委員、よろしいですか。

それでは、時間の割り振りの関係で、孤立ゼロプロジェクトの関連と障がい関連、こちらのほうにご意見、ご質問を承って、その後に時間がありましたら、また介護のほうに行きたいと思います。

それでは、お願いしたいと思います。

新井委員、どうぞ。

(新井委員)

資料7ですが、通所施設整備方針に基づいて、花畑材料置場に計画されたわけですが、これを花畑に計画した根本的な理由をお示してください。

(古川障がい福祉課長)

障がい福祉課長でございます。

整備方針につきまして、今年の8月に一部を変更させていただきました。通所施設につきましては、本来であれば2地区に建てるということで、当初方針を立てていたんですけれども、ご覧いただくとおわかりのとおり、全体的に、区内の施設配置のバランスの関係から、6地区にお住まいの方々がかなり遠距離の通所を強いられているというようなことがありまして、その他の3地区ですとか、4地区への通所施設に集中している。こういった事情がありまして、全体的に見直した結果、今、6地区に通所施設がないものですから、花畑の6地区に施設を整備していきたいという関連で計画してございます。なお、6

地区のこの当該地を選定した理由でございますけれども、やはり、民設民営の施設を建設していただくには、多額の費用もかかるものですから、なるべく土地を持込でなく、区の用地を使っていただいて、安い賃料で建てていただきたい。そんな中、区有地、材料置場で用途変更の話も出ておりました関係で、その半分程度の土地を今回使わせていただくという計画を立てたものでございます。

(新井委員)

私も今、課長がおっしゃるように、バランスって非常に重要だと思うんですね。それぞれの地域にバランスよく配置して、ともにこういった方々が尊重し合い続けるというのは大事だと思うんで。そういう意味で言うと、旧竹北小の跡地に入所と通所の施設があるわけですし、この地域性で言っているんです。例えば、島根とか六月とかこの辺は、全くあいちゃっているんですね。こっちのほうに区の保有地があるかどうかというふうに思っていますけれども、そのバランスでいって、私は今、質問したんですけれども、どうですか。旧竹北小の跡地にありますか。

(古川障がい福祉課長)

委員がおっしゃるとおり、旧竹の塚北小学校跡地には2つの施設、肢体不自由な方と、知的障がいの方の施設がございます。全体的な通所の要望は、やはり6地区にもそのような方が多いという推計がございまして、なるべくバスの通所もできるだけ短くしたい。そんな思いもあり、2地区の計画を6地区に動かさせていただいたというふうな考えでございます。なお、全体的な話で申し上げますと、大変申し訳ございません。1地区、千住地区には現在、施設がないものですから、今後は千住地区も含めて改めて、施設建設について計画していまいたいというふうなところでです。

(新井委員)

別に反対しているわけじゃないんですけれども、特別支援学校も花畑地区にあります。非常に、そういうふうな傾向がある。地域性が見えるとちょっとまた、違う意味でよくないというふうに思ひまして、さっき申し上げたような、1つは六月と島根にかけて、この辺のあたりは本当にちょうど中間地域なので、区有地を探せばあるような気もするんで、その辺も今後、千住にというのはちょっとまた観点が違うのかなと思いますので、その辺も含めて検討を進めたらというふうに申し上げさせていただきます。

(酒井副部長)

他の委員、いかがですか。

(長谷川委員)

足立区議会議員の長谷川たかこです。

まず、足立区障がい者通所施設のこと、今、新井委員からもお話がありましたけれども、私は3期10年、区議会議員をしている中で、当初から当事者の方から一番に北千住が全くないんだ。当事者の方々は電車移動も難しいし、とにかく交通手段を使うということ自体が難しいので、どうして北千住にないんですかと、議員になってすぐに言われたんです。ぜひとも、北千住に一番につくってほしいということを10年前から言われているのに、今になって、改めて考えますというのが余りにも遅いんです。当事者の声は既に届いているはずなんです。どうしてこんなに後手後手になっているのかお教えいただけますでしょうか。

(古川障がい福祉課長)

障がい福祉課長でございます。

おっしゃるとおり、この障がい者通所施設整備方針につきましては、実際、平成27年度以前に27年度までの計画がございまして、そのときも千住地区については、必要性については認識してございます。

しかしながら、ご存じのとおり、千住地域につきましては、それほどまとまった土地もありませんし、現在では千住にひまわり作業所というものがありまして、実はそこ、1カ所だけでございます。

したがって、順番ということではないんですけれども、私どもも千住については、何とか通所施設を整備していきたいというふうな考えを持っておりまして、この整備方針

にも盛り込んでいるというところでございます。

(酒井副部長)

長谷川委員、どうぞ。

(長谷川委員)

ぜひ、こういうのを迅速に進めていただきたいと思いますので、当事者の皆さんも10年以上お待ちになっている状態ですので、よろしくをお願いします。

次に、障がい関連3計画の策定状況についてお聞きしたいと思います。

既に、私、ライフワークで発達支援関係については5年間、いろいろと調査・研究しまして、さまざまな施策を実現させていただいているところです。その中、議会でも施策を提言し、鳥取大学の教授の先生にこちらに来ていただいて、弱者の方々にレクをさせていただいたりとか、当事者の方から力を与えられて、ここにあるペアレントメンター事業も立ち上がったという経緯があり、この足立区障がい者計画のこの欄の20ページにも「ペアレントメンター相談の充実に努めてまいります」という文言も書いていただき、大変ありがたいことなんですが、この中でハードとソフト面を強化していかなくてはいけないということを議会で何回も提案させていただいております。この知的障がいのない発達障がい施策を成功させれば、自殺やひきこもり、それから生活保護に陥る人がいなくなって、全体的に足立区の中で担税力のある人を育てるということにつながっていくと思うんです。そういう中で、今まで具体的に示した私の案で、例えば早期発見、相談、療育の仕組みづくりというところで、今、発達障がいの療育支援センター機能を備えているあしすと、それからうめだ・あけぼの学園、この2つしかないという中、それから民間事業者が10カ所ある。これも定員95名ですけれども、全く供給が足りていない状況なんです。

うめだ・あけぼの学園の園長先生からもぜひとも、法的な機関のあしすとを拡充する、もしくは民間委託をして、しっかりとその部分のケアを拡充していくべきだという専門的な見地の意見も入っているところで、具体的なものをこの中に盛り込んでいただきたいと思います。まず、その点についていかがでしょうか。

(宮田障がい福祉センター所長)

障がい福祉センター所長です。

あしすと、第二ひよこにつきましては、このイメージ図の裏の2枚目に2020年度末の目標といたしまして、1カ所増ということで、書かせていただく予定でございます。これにつきまして、庁内で発達支援の関係所管と協議、検討中でございます。

(酒井副部長)

長谷川委員。

(長谷川委員)

あともう一点、学齢期の取り組みというところがとても大切で、日野市で行われているユニバーサルデザインの教育、これは通級よりもかなり特別支援教育を盛り込んだものなんですが、これをぜひ、足立区でやっていただきたいと思いますということで、役所の方も視察に行き検討されているということで、教育長からのお話は以前いただいていたところで、それから大学連携についても、お示しをしたところ、東京電機大学での学生支援につながりました。ただ、この事業が足立区の予算が2年ぐらいでちょっと途絶えてしまって、続いている状況もあります。

ぜひ、とても大事な学齢期、青年期の部分についての予算をつけていただいて、今まで以上に学習していただきたいと思います。その決定についても盛り込んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(上遠野こども支援センターげんき所長)

こども支援センターげんき所長の上遠野でございます。

教育委員会の関連ということで私のほうからお答えさせていただきます。委員のご発言のように、発達障がいのお子さんの支援、大変重要だと思っております。現在、各小学校にその支援のための特別支援教室などの設置を順次進めて、中学にも拡大というようなことを行っています。

また、そういう発達障がいに対する理解の促進というところも、個別の指導だけではな

く、学校のお子さんや先生方、それから保護者の皆さんにそういう発達障がい、そのものの理解を進めていくという取り組みもまた大変重要だと思っております。予算の反映というところで、直接の担当ではない部分もありますので、すぐお答えができませんが、方向としては同じ方向で考えていると思っておりますので、今後の充実に努めていきたいと思っております。

(宮田障がい福祉センター所長)

大学連携についてでございますが、東京電機大学と一度、連携してやらせていただきましたけれども、その翌年、引き続きお願いしたところでございますが、向こうの都合で断られたという状況でございます。ほかの大学にも当たってみました。自分のところで相談支援を行っていくということで、断られた経緯があります。

今後も引き続きできないか、当たっていききたいと思っておりますのでございます。

(酒井副部長)

淵上委員。

(淵上委員)

第5期障がい福祉計画の中で、就業支援の充実というのが書かれているんですけども、先日のひきこもり対策で足立区で実施している「セーフティネットあだち」というので、発達障がいの方が増えてきて、事情を聞くとやっぱり発達障がいの方は、比較的同じ仕事を丁寧にやられる方が多いんですけども、今、そういうのがだんだん有効化されたり、パートに置きかわったりして、本人は就労意欲がかなりあるんですが、なかなか就労に結びつかない、あるいはまた就労してもすぐに辞めなくちゃいけないというのがあって、そういう意味で言うと、やっぱり、いろいろ区内だけでないですね。NPOなんかですごく発達障がいに限らず、知的障がいとか身体障がいを含めて、かなり活動しているところもありますので、その辺の就労支援については、どのように具体的に進めていこうとされているんですか。その辺、伺いたいと思います。

(古川障がい福祉課長)

障がい福祉課長でございます。

就労支援につきましても、現在、力を入れてやっているところです。例えばA型の作業所ですとか、また、移行支援事業所でございます。我々としたしましては、障がい者雇用の比率が上がる関係もあって極力、一般企業への一般就労、これを目指していただきたいというふうに考えておるところでございます。その流れのサポートですとか、そのための段階のため、移行事業所からの充実したサポート、これに力を入れていきたいというふうに考えてございます。

(淵上委員)

就労支援については、ハローワークに行ったり、あしすとに行っているいろいろ相談しても、なかなか結びつかないというのがありますが、多分、NPOとか、そういうのを使えるといいのかなと思うんで、その辺、検討していただきたいと思っております。

あともう一つ、孤立ゼロプロジェクトの件なんですけれども、先ほど報告にありましたけれども、結構、孤立プロジェクトの中で地域と結びついたというのがあって、重要な点で言うと、大切な点はやっぱり居場所づくりだと思うんですけども、地域包括ケアの中で日常生活支援総合事業の中で、やっぱり居場所もつくっていくのかなと思うんですけども、そうすると、今までの通所とはまた別に、地域でみんなが集いあえるようなのをつくっていかなくちゃいけないと思うんですけども、それは区の主導がいいのか、地域の主導がいいのか、これからは支援コーディネーターとかそういうのが出てくると思うんですけども、その辺については今後、どのように進めていくんでしょうか。

(江連地域包括ケアシステム推進担当課長)

地域包括ケアシステム推進担当課長、江連でございます。

地域の中の自主的な活動につきましては、国もいろいろな見解を出しているところがございます。区が主導でその場をセッティングしてしまうと、デメリットとしましては、地域の中の数に限られてしまう。100も200も区が主導でできるわけではございませんので、できるだけ住民主体となって運営していただけるようなグループづくりができればと思

います。そのためには、どういうツールを使うか、どういうふうに立ち上げをするか、実績を積んでいく中で、より効率的にと言ってはあれなんですけれども、そのノウハウを住民の皆さんにより伝えられるような仕組みをつくっていききたいと考えております。

(酒井副部長)

他に、いかがでしょうか。

奥野委員。

(奥野副部長)

奥野です。障がい者関係の計画等について伺いたいと思います。

まず、今回のこちらの資料では資料5別冊と、それから「イメージです」というところで、3つの計画が載っています。先ほどの委員の皆さんからの議論の中で、就労支援のところのご質問がありました。私は専門はリハビリテーションですが、就労支援リハビリテーションの中の職業リハビリテーションに該当する部分です。日本では職業リハビリテーションの専門家は誰も育てられていない。大学もなければ専門家もいないという状況の中で行っていますので、素人がやっているのではないか的な感想も持つときがあるのですが、やはり、障がいのある方が企業に就職して、定着してというような大きな目標、職業リハビリテーションの目標を実現するためには、それを実施できる能力の高い優秀な方がいなければ、できないと思うのです。

しかし、日本ではそういう教育体制がない中で、この足立区の中でそういう仕事をする方に関しては、やはり素人ではなくて、専門的な支援ができるような、全国的な研修会に参加させるとか、きちんと勉強ができて優秀な支援者を育てていただきたいと思っています。

次に、全体的なことについてですが、この3つの計画をこれから3月までに完成しますというようなお話を最初にいただきましたけれども、この3つを作っていくというのは、本当に大変かと思いますが、実際にこの資料を読ませていただきまして、私自身がわからないところ、疑問に思ったところ、こうして欲しいと思ったところ、本当はたくさんあるのですが、幾つかだけ質問という形でさせていただきたいと思います。

まず、足立区の障がい者計画については資料の中で「新」という形、新しいという漢字がついて、そして具体的な副題としては、～あだちノーマライゼーション推進プラン～という記号がついていますから、これは国でも非常に紛らわしいというような点があって、年内、国の障がい基本計画は、今年まで第3次ということですが、1次は10年間、2次は10年間、そして第3次については国のほうは10年計画は立てられない、余りにもいろんなことがいろいろ動くから、5年計画にした経過がありました。国の第3次障がい者基本計画はそうですけれども、足立区は、これからは計画は6年計画で行くということかなと思って、国とはここで差が出てきちゃうのかなというような感覚を持ちました。

しかし、障がい者計画のもとで立てる、「障害者総合支援法」のもとでの障がい福祉計画は3年計画ですので、それを2期だと6年だから、6年にしたほうが本当は据わりはいいんだらうなというふうに思いました。

全体的な感覚としては、足立区は障がい者に対していろいろと頑張ってくださっているんだなという感覚は持っていますが、このような計画をつくるときに、一番重要なことは、当事者と家族のご要望、意見がどれだけ反映されるかということだと思います。先ほどの長谷川委員からのご質問の中にも10年も前から要望が出ているのに、何で実現できないのかという、これは非常に重大なご質問であったというふうに思います。

私はこれらの計画が、何も見た目は立派である必要はないと思うのです。現実には、この足立区に住んでいる障がい児・者、そして家族の方にとって、良くなったと実感できるようなことを実践していただくための計画ですので、何も、見た目が立派でなくていいですが、本人たちの要望をきちんと聞いて、それが本当に重要なニーズであるということを見極めたら、それを具体的に実現できる計画であってほしいというふうに思います。

まず、11ページのところで、障がい児教育支援体制の整備とありますが、これは2行目あたりから地域や社会で生きる力を育てていくための援助を継続的に行うことが大切な視点になっていますが、このように、力を高める、できることを増やす、主体的に生きてい

けるようにする。それがまさにリハビリテーションなんですけれども、足立区の中でそれを具体的に書いてある、今、申し上げた部分を支援していくためには、どのようなプログラムを行う予定があるのか。

ただお世話しているだけでは、力はないわけですので、そのような力を高めるプログラムをどういうふうに行うかということが重要だと思っています。

(酒井副部長)

区の職員さん、お答えいただけますか。

(古川障がい福祉課長)

障がい福祉課長でございます。

まず、ご質問ということではなかったのかもしれませんが、新障がい者計画の年数の件でございますけれども、これにつきましては、障がい者基本法に基づき6か年の計画というふうに考えてございます。障がい福祉計画、また、障がい児福祉計画につきましては、それぞれ3か年というふうな規定もございますので、その規定でつくらせていただくということでございます。

それと、当事者の方のご意見の反映につきましては、毎回こういった会議で私が報告するたびに同じご要望をいただいております。繰り返しになりますけれども、17回ほど各団体さん等からヒアリングをさせていただきまして、それぞれ要望をいただいております。その要望につきましては、可能な限り、新しい計画のところに盛り込んでまいりたい。そんなような考えの中で進めているところでございます。

(奥野副部長)

ありがとうございました。

第3次の障がい基本計画は、5年計画になっていますよね。それが6年というのを私は資料見た限りでは5年計画の内閣府からの資料しか見ていなかったの、私、わからなかったんですが、ご説明、ありがとうございました。

それでは、次に、限定したお話になるとと思いますが、例えば11ページの施策7のバリアフリー社会実現の基盤整備ということになりますと、これがハード面の割合を見ていくということになりますと、これは車椅子に乗っている方、車椅子でなくても肢体不自由な方、聴覚、言語障がいの方、視覚障がいの方、精神障がいの方、知的障がいの方、皆さん、それぞれニーズが違うので、バリアフリー化ということについては、それぞれの障がいの視点から見ていかないと解決しないと思いますので、実際にどこにバリアがあるのかというときには、やはり当事者にチェックしてもらうということが非常に重要だと思いますので、当事者参加によるバリアフリー化ということを実現していただきたいと思いました。

最後にしますが、この資料をいただきました「イメージです」というのが3月にどのような形で膨らんで立派なものになるのか、本当に職員の皆様大変と思いますが、期待したいと思うんですが、最後のコメントとしては、16ページ、17ページのところで、第4章、施策の体系とありますが、その中で縦に視点、柱立て、施策というのがありまして、とてもわかりやすい並べ方をしていると思うのですが、これは私、個人としての感想なんですけれども、柱立てとというところで、左側から(1)から並んでいますけれども、その下の日本語の文章が縦行だから右から3行とか、4行になりますけれども、これは本来はそうかもしれないけれども、読みやすさからすれば、これは(1)さまざまな場面におけるというのが、左から右に行ったほうが見やすいなというふうに思うのですが、でき上がったときには見やすくなることを期待します。

以上です。

(古川障がい福祉課長)

障がい福祉課長でございます。

先ほどのバリアフリーの件につきましては、まさしく、おっしゃるとおりでございます。実は直近の話でございますけれども、庁舎から近くにありますが福祉事務所に、点字ブロックの敷設につきまして、視覚の不自由な方の立ち合いをいただいて現地の調査をしている、そのようなことをやってございます。

また、16ページ、17ページの右左の関係でございますけれども、これにつきましては、工夫をして見やすいようにしてまいりたいというふうに考えてございます。

(酒井副部長)

鈴木委員どうぞ。

(鈴木委員)

お世話になっております。足立区肢体不自由児者父母の会の鈴木と申します。

たくさん障がい者施策の素案について、本当にありがとうございます。その中で、意見としてなんですけれども、こちらの「イメージです」の中の19ページにあります施策2の小中高校等の生徒に対する啓発というところなんですけど、子どものときからの啓発が重要ですよというところで、私の子どもは軽量の電動車椅子を使って生活しているんですけども、やはり学校に上がる前の子どもが、よくお母さんと買い物に行っているときに、私も親子で外出することが多いので、息子がコントローラーを使って歩いているのを見ると、「ママ、見て、コントローラーを使ってあのお兄ちゃん、動かしているよ。すごいね。」とかと言って、本当に普通に声をかけてくださるんです。

やはり、保育園児とか幼稚園児というのはまだ壁ができていないので、割と興味を示すというか、障がいのあるお兄ちゃん、何でああいうのに乗っているのかなとか、何で車椅子に乗っているんだろう、何で歩かないんだろうと、そういうふうに普通に思うというか、そういうところでやはり小中高よりは、もっと心が柔らかい時期に、そういう障がいがあっても地域に生活しているんだよということを理解してもらうためにも、本当に啓発はもう少し小さいときからが重要なんじゃないかなというところで、できれば幼稚園児、保育園児のときからも、障がいについての差別解消について、差別というよりは、ここに住んでいるんだよということを知ってもらうためにも、そこに言葉を入れていただければありがたいかなと思いました。

あと、やはりこのパブリックコメントを実施するに当たっては、こちらの施策が全部見られるような形で、この冊子では27ページに第5期障がい福祉計画と書いてありますが、31ページにはこういうことが書いてありますよ、と記載されているんですけど、実際まだ見ることができませんので、パブリックコメントを実施するにあたっては、これをホームページ等で見られるような形で実施してほしいと思いました。

あと、資料7の花畑材料置場というところも、障がい者通所施設を整備するというところで、本当に障がいのある子どもたちが年々生まれてきていますし、特別支援学校を卒業してきております。東部地域のほうは本当に定員がいっぱいいっぱいになってきているところで、今回これを計画してくださっていることは、とても感謝しております。

先ほどの千住地域の方は、今、綾瀬あかしあ園のところに通うようになっているんですけども、やはり、新しい施設ができたときには、平成27年度に舎人あかしあ園ができたときのように、通所バスの地区割りがされるのかどうかということをお聞きしたいと思いました。まだ、先の話なんですけれども、気になりまして、よろしく願いいたします。

(酒井副部長)

それでは、区の職員から。

(古川障がい福祉課長)

障がい福祉課長でございます。

まず1点目は、保育園、幼稚園児との交流につきましては、実は、記載はしてございませんけれども、既にある幾つかの通所施設では近隣の保育園の園児をお招きして、施設見学等もやっております。そういった交流を通じて、幼いうちから障がいのある方との交流を深めていただきたい、そんなようなことも記載をしていきたいなというふうなところなんです。

また、2点目のパブリックコメントにつきましては、おっしゃるとおり、今日お渡しした資料では中身がわかりませんので、なるべく完成形に近い形をお示しして、ホームページ等でも全文見られるような対応をまいります。

それと、最後の千住地域からの通所バスの見直しでございますけれども、現時点ではま

だ、そこまで考えてございませんけれども、恐らく今回は見直しはしないと思われま。ただ、今現在、お約束できないので申し訳ございません。

(酒井副部長)

鈴木委員、よろしいですか。

それでは、ここから、先ほども話しましたが、全体の報告事項についてのご意見、ご質問を承りたいと思います。

(細井委員)

在宅サービスセンター西新井の細井でございます。

私から3点、お伺いしたいと思います。

まず1つは、本日の資料の6番目でございます。足立区の孤立ゼロプロジェクトについてですが、こちらの大きな3番のところでの調査結果、これを見ますと、地域社会の中で支援につながったという世帯が3年間で約400世帯、そのうち地域包括支援センターが今後に関わるだろうという世帯数が1,266世帯、これを25カ所の包括で単純に割りますと、約50世帯ですか。もう一つは4番目のところに、わがまちの孤立ゼロプロジェクト実施団体数が、現在45団体あると伺って、この団体についてはその下に米印がありますけれども、この実態調査のきっかけに町会・自治会が自主的に高齢者の見守り活動を実施したという、大変いい事例になるかと思ひます。

1つお話ししたいのは、まず、この自主的に町会さん、自治会が活動を行っているに当たって、足立区では何らかの支援をされているのかどうか。また、もし支援をされているのであれば、今後とも全体で町会・自治会438あるわけでございますので、そういったところにも成功した町会・自治会の事例を広げていければ良いのではと考えているところでございます。

もし、これが広まっていければ、地域包括支援センターで関わる、特にこの孤立の恐れがあるという一番上の614世帯が地域の中で支援が受けられ、世帯数も減っていくのではないかと思っておりますのでございます。

(半貫絆づくり担当課長)

絆づくり担当課長の半貫です。

まず、区の支援ということですが、区はあくまでも側面支援といひますが、実際の活動は町会・自治会の方々にはやっていただいております。具体的に区の支援ですが、訪問する際のベスト・ビブスです。あとストラップで区の絆のマークが入ったストラップをつけて回っていただく。それから、いきなり町会の方が訪問されますと、何と思われるお宅がありますので、粗品のなウエットティッシュも絆のマークが入ったものを持って、回りにやすくしていただくというようなことをしております。

また、見守りだけではなくて、自治会では集会室等を使ってサロンというものの立ち上げをしていただいておりますので、サロン活動をしていただいているところには、エプロン、バンダナ等の物品を提供という形で区が支援しております。

また、成功事例を広げるといひお話ですが、今年度から始まった事業でして、来年度、当初には活動事例集、本になるかといひのはちょっとまだ検討中ですがけれども、そういったものを作成しまして、横に広がる事業展開ができるよう考えているところでございます。

以上です。

(細井委員)

ありがとうございます。

もう一つ、今日の資料の中にあつたわけではありませんが、実はここ2カ月ほど、私どもの事業所に介護予防事業、従来の介護予防事業が来年度の3月いっぱいということで、4月から完全に総合事業に移行するに当たって、今現在もある通所介護の施設に通っていらっしゃるご家族の方から3件ほど相談がありました。その3件のうち、2件は同じ事業所で、1件はまた別の事業所なんですけれども、4月からは実は総合事業、要支援の方の予防事業について、うちは総合事業の届出を出さないの、できればその前までに新しいところを見つけてくださいといひ話を事業所から言われたり、ケアマネジャーを通して話があつただけだといひお話でした。

昨年の10月から総合事業の移行を行うんだと言っていますが、11月現在でどのぐらいの事業所が総合事業に移行の手続きをされているのかどうか。また、来年の4月1日からの施行で、足立区の中ではどのぐらいの事業所が、現時点で100としたら、どのぐらいの事業所が移行すると見込まれているのか、わかる数字でお示しいただければお願いしたいと思います。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長です。

指定の関係ですが、通所・訪問ともに4割ぐらい指定を受けております。現在、12月中に来年4月からの指定の受け付けをしております。ただ、月初めで事業所の方もお忙しいところで、まだ始まったばかりで、30弱ぐらいの申し込みです。今後、区といたしましては、ぜひ、多くの事業者の方が総合事業に参入していただくというところで、期待をしておるんですが、今、そういった推移を見ているという状況でございます。

(細井委員)

ありがとうございます。

私どもの事業所も10月から施行できるように届け出を出して認可をいただいたわけですが、その際に、やはり予防事業で契約書をまた新たに替えていく、あるいは通所の計画書を作成する、いろんな手続きがありますものだから、それこそ事業所の中で3月ぎりぎりに手続きされて、書面上は4月1日で、事業認可が下りたという形になっても、恐らくそういった手続きとか、あるいは担当者会議の問題とか、そういうのはどうされるのかなという、そこら辺のところは心配になったものだから、ちょっとお話を伺いました。

ありがとうございます。

(江連地域包括ケアシステム推進担当課長)

地域包括ケアシステム推進担当課長の江連でございます。

先ほどの総合事業に切り替わったときの契約につきましては、昨年の10月から総合事業に移っております。今年9月まで1年をかけて皆さん、単価の上下ではなく、総合事業のほうに切り替わるということは、皆さんも既に全員行われている状況でございます。

ただ、コードが訪問であればA1からA3というコードが3つあるんですけれども、その中でA1というのは、従来の予防給付と同じ単価でやっておりますので、指定を受けていない事業者さんはそちらになっておりますが、各区民の皆様の介護の計画、プランのほうの手続きは今後の4月に向けて何かあるというところはないのかなと考えております。

以上です。

(酒井副部会長)

よろしいですか。

(上遠野こども支援センターげんき所長)

申し訳ございません。先ほど奥野先生のご質問で1件ちょっとお答えを漏らしてしまいましたので、この場でお話しさせていただきたいと思っております。

先ほどの先生のご質問で、障がい児の療育支援体制の整備というところで、支援のプログラムの充実というお話があったかと思うんですけれども、これまで障がいセンターあしすとのほうで相談窓口を設置していたわけですが、より相談しやすい場所であるということで、この4月から私ども、こども支援センターげんきのほうに発達の相談の窓口が移っております。

今後といたしましては、さらに相談などしやすいようにということで、それぞれ皆様が通いなれた保健センターの場所をお借りしての、発達の相談であるとか、そういうような拡大をしていきたいと思っております。

また、今後の見通しとしては、各保育園や幼稚園の場での支援はもちろんですが、就学段階、小学校へ上がる段階での支援のプログラムづくりとか、そのあたりも今後、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

補足ですが、よろしくお願いたします。

以上です。

(酒井副部長)

浅子委員。

(浅子委員)

次回、介護保険の答申案が出るのでということで、今日しか要望を言う機会がないので、追加で言わせていただきます。

私、介護保険料率(案)については、前回と変わらないということで、その点ではよいのかなというふうに思うんですが、ただ、今、計画が端的なお話ではあるので、そうしますと保険料率が変わらなくてもみんな値上げになってしまう。そういった点では値上げは私たちは反対をしているんです。そういう点で、先ほど介護保険課長からもいざというときには、公費負担を求めていくというお話もありましたけれども、ぜひ、国に対して公費負担を求めていただきたい。そしてさらに、公費負担が当面無理で、公費というか、国からの負担が無理であれば、自治体としてもしっかり公費負担ということで、自治体からも出していただきたい。そして、値上げをとにかく抑えていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

それから、区独自の軽減数値なんですけれども、これが非常に第3段階以下までの方々の預貯金というところで、先ほど資料もありましたけれども、非常に預貯金の金額が非常に限られているということで、これは厚生委員会のほうでも住民の方から陳情が出されているんですけれども、ぜひ、この預貯金の限度額、これもぜひ、板橋区のように引き上げをして、軽減の対象者を広げてほしい。

今、こちらの資料を見ますと、保険料率(案)についてのA3の大きな資料ですけれども、これでも人数が例えば第3段階の特例軽減Bは115人ですけれども、Cになるとわずか3人、それから第2段階もCですと12人。本当に軽減をやっているのかどうかかわからないみたいな人数しか軽減されていないんです。対象者が少ないんです。

ぜひ、この軽減策もさらに拡大をしていただきたいというふうに、次期答申案ではそれを出していただきたいというふうに思います。

(酒井副部長)

区の所管のほうで。

(皆葉介護保険課長)

介護保険課長です。

ひとつの意見として承りましたので、今度の1月31日の専門部会のときに、それも含めてご提案をさせていただきたいと思います。

(白石委員)

今、浅子委員が発言しなければ私の発言するつもりもなかったんですけれども、基本的にはこの介護保険制度というのは低所得者に最も適している制度なんです。この制度をなくせば、まさに低所得者は介護が必要になったときに介護が受けられなくなる。ですから、この制度をどうしても守らなければいけない。そういうことになれば、応分の保険料負担はいた仕方ないというのが我が党の基本的な考え方です。ですから、その辺をしっかりと考えて、第6期で40億近く残ったものを第7期で全部使ってしまって、もし資金ショートするようなことがあったらどうにもなりませんから。そのこともしっかりと考えて、介護保険料を決めてほしいということ。

もう一つは、障がい者のほうですけれども、私がかつてある企業から知的障がいの方が解雇されるという相談を受けて、その会社に行ってきました。役所にも話をしたんですが、当時はそれに対抗する専門的な知識を持っている職員がいなかったんです。この中にも人を育てるといって人材育成というのは書かれていますけれども、人を育てるのは相当時間がかかる。特に足立区は、2年、3年で人がどんどん変わっていってしまうと、本当に専門的な知識を持った方がなかなか育たない。このことを考えると、人材育成についてはよほどしっかりとした考え方で取り組んでほしい。決して前回のような例が出たときに「私はよくわからない」みたいな発言を区の職員がするようでは、これは結局何もわかりませんので、ぜひ、その辺については、しっかりとの方針を固めてやっていただきたい。それともう一つ、答えていただくことはないですが、小川委員から発言がありました

が、介護職の報酬アップが保険料のアップに、必ずしもつながっていると思っていません。どうしたって、高齢者は多くなっていく。介護保険を受ける受給者が多くなっていくわけですから、そういう意味でいくと、今の介護保険制度ももう20年近くなって、税金50、保険料が50という制度で本当にやっていけるのかどうかについても、今後はしっかりと議論していかなきゃいけないのかなというふうに、私たち思っていますので、ぜひ、その辺を含めて考えていただければありがたい。お答えすることはありません。

(酒井副部長)

川口委員。

(川口委員)

福祉部長の川口でございます。

先ほどから介護保険の保険料につきましては、皆さんからいろいろご意見いただきまして、ありがとうございます。

私たち区の職員に課せられているのは、足立区に住んでいる高齢者の方々が介護難民にはなってはならないということ。介護保険の財源が無くなってしまい、赤字状態になってはいけないということ。これを肝に銘じながら保険料を策定、検討していきたいと思えます。

ちなみに、今のままでいきますと給付額は、毎年20億前後伸びていますし、皆さんご存じのとおり、今年の9月には足立区の前期高齢者と後期高齢者の数が逆転したという要素もございます。もちろん、介護予防されて、なるべく介護を使わないでお元気で暮らしていくということが一番なんです。万が一、介護が必要な状態になっても、足立区で引き続き暮らしていける介護保険制度を運営していかなければならない。私たちに課せられている責務だと思っております。いろいろとご迷惑をかけるところもあるかと思えますが、ご理解のほどよろしく、どうぞ、お願いいたします。

(酒井副部長)

それでは、時間の関係もありますので、他にご意見等がなければ、本日は本当に活発なご意見が出されたというふうに思います。

最後に、事務局のほうから事務連絡等、お願いしたいと思います。

(事務局)

委員の皆様、本日はお忙しい中、長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。

今後の予定についてお知らせをさせていただきます。

12月26日、火曜日に地域保健福祉推進協議会の開催を予定しております。また、来年1月31日、水曜日に第5回介護保険・障がい福祉専門部会の開催を予定しております。第5回専門部会の開催につきましては、後日、改めてご案内をさせていただきます。

それでは、本日の専門部会を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。